

4-4 水銀等の保管

水銀は、化石燃料の燃焼や廃棄物など様々な排出源から人為的に環境に排出され、地球規模で循環・蓄積し続けています。産業革命以降の人為的な排出の増加により海洋生物中の水銀濃度が急激に増加しているため、魚介類を多食する北極圏の人々などへの影響が懸念されています。こうした状況を踏まえ、水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で水銀に関する水俣条約が採択され、日本では「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」が平成 29 年 8 月 16 日に施行されました。本学では水銀等の保管について以下のように要項で定めています。

要項第 11 条(水銀等の保管)

化学物質管理責任者は、水銀等を保管する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 水銀等を保管する容器又は包装は、常温で水銀等と反応しない炭素鋼又はステンレス鋼の材質のものを使用すること。
- (2) 容器又は包装に水銀等の名称(水銀等の混合物(辰砂を除く。))にあつては、水銀等の名称及び含有量。)を表示すること。
- (3) 水銀等は、保管する水銀等の名称を表示した堅固な施錠できる保管庫で保管すること。

水銀汚染防止法により、その貯蔵の際に環境の汚染を防止するための措置が必要となる水銀等の種類は、以下のとおりです。それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95%以上の場合に限り対象となります。これらを保管する場合は、ステンレス等の容器に保管し、名称等を表示してください。

<対象となる水銀等の種類>

- ・ 水銀(水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。)
- ・ 塩化第一水銀
- ・ 酸化第二水銀
- ・ 硫酸第二水銀
- ・ 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- ・ 硫化水銀(辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。)